

## 論 説

## ブルゴーニュ戦争期スイスの自己意識

柳澤 伸一\*

## 〈要 旨〉

通説によれば、ブルゴーニュ戦争（1474～77）は、スイス誓約同盟が、強力な軍事力を以ってヨーロッパの列強に伍す契機となり、神聖ローマ帝国からの独立に向けて土台を築いた事件とされる。

しかし、誓約同盟は、対戦相手、ブルゴーニュのシャルル突進公を「西洋のトルコ人」と呼び、この戦争を、トルコの脅威からキリスト教世界としての帝国を守る十字軍の一環と位置付けて、帝国を守る使命を負うドイツ国民の一員として戦ったのである。このように、ブルゴーニュ戦争期のスイスに、帝国と帝国を担うドイツ国民とに帰属するとの意識を認めるとすれば、この戦争をスイスが帝国から独立する趨勢の中で理解しようとする通説には、見直しが必要になる。

また、誓約同盟が、ドイツ国民の中で、領邦君主のいない共同体的な国家の形成という独自の歴史を歩んできたことは確かだとしても、誓約同盟の指導層は、自分たちのことを、神に選ばれた正当な支配者という点で、領邦君主をはじめとするドイツの他の等族と変わるところがないとも意識していたのである。

キーワード：ブルゴーニュ戦争、スイス誓約同盟、自己意識、ドイツ国民、敬虔で高貴な農民

## 第1章 はじめに

スイスの自己意識にとって、神聖ローマ帝国（以下、帝国）との関係が重要であることは言うまでもない。通説に従えば、スイスの帝国からの独立は、1648年のウェストファリア条約を待って正式に承認されるが、すでに1499年のシュヴァーベン戦争に勝利することで事実上達成されていた。今問題にする、シュヴァーベン戦争に先立つブルゴーニュ戦争は、スイスにとって、強大な軍事力をもってヨーロッパの列強に伍す契機となり、独立に向けて土台を築いた事件とみなされている<sup>1</sup>。

ところで、スイスと帝国との関係を解明しようと思えば、帝国とはそもそも何であるかが明確にされなくてはならない。帝国とは極めて多義的な言葉であるが、G. シュミットによれば、15世紀末の用法では、次の4つの観念を区別しうる<sup>2</sup>。第1は、西欧キリスト教世界としての帝国。それは、理念上、諸国家の上に立ち、そこでは皇帝と教皇の共同責任が想定されている。第2は、レーエン団体としての帝国。それは、皇帝を頂点に階層的に構造化されており、中世の帝国境界線

の内側を、したがって、北イタリアやブルゴーニュ等も包含している。第3は、ドイツ国民（等族）の政治システムとしての帝国。それは、ドイツの等族とラントに集中し、政治システムを論じる場合、通常これが想定される。第4に、親国王的な、中核地帯としての帝国。それは、帝国領・王領や皇帝の被護者が集中する地帯で、具体的には、ライン流域とシュヴァーベン、フランケン地方をさす。

この区別に照らして15世紀末のスイスと帝国との関係を見れば、そこには、一瞥しただけでも、通説のように独立化の趨勢を云々するだけでは済まされないものがある。確かに、スイス誓約同盟が第4の帝国の外にあることは自明である。また、第3の帝国は、1495年のヴォルムス帝国議会でひとまず成立するが、その帝国からもスイス誓約同盟は原則的に離脱している。——ただし、第3章で述べるように、その成立途上において、この帝国と誓約同盟との間に接触があったことには注意が必要である。しかし、第2の帝国とスイスとの関係はどうだろうか。この帝国において、皇帝はあらゆる支配権の唯一の、正当な源泉とみなされており、誓約同盟の諸邦も皇帝との関係を長く維持した。現に、諸邦がシュヴァーベン戦争前はもとより、その

\* 西南女学院大学保健福祉学部 福祉学科 教授

後も16世紀前半まで、何度も特権の確認を求めたし<sup>3</sup>、スイス諸邦の「完全な自由と帝国からの免除」を承認したウェストファリア条約のスイス条項ですら、その成立に尽力したバーゼル市長、ヴェトゲンシュタインの功績をたたえるバーゼル市民にとっては、皇帝フェルディナント3世から与えられた特権と意識されていたのである<sup>4</sup>。そして、第1の帝国にも、誓約同盟はもちろん包含される。この第1の帝国に係わる西欧キリスト教世界の統一という理念は、C.ジーバー・レーマンが近年の研究で明らかにしているように、トルコ危機の増大とともに再生し、ブルゴーニュ戦争のあり方にも重大な影響を与えたのである<sup>5</sup>。

この論説は、ブルゴーニュ戦争期スイスの自己意識に、帝国、特に上述の第1の帝国との係わりが決定的な影響を与えたことを確かめようとするものである。その際、当時のスイスの自己意識にとって重要と思われる二つの言葉、「ドイツ国民deutsche nation・land・gezunge」と「敬虔で高貴な農民frume edle puren」の意味を分析することが手がかりとなる。

なお、ブルゴーニュ戦争期スイスの自己意識について論じる場合、戦争を主導したベルンの人々の自己意識とその他の人々のそれとを区別しなければならない。前者については、先行研究に負うところが大きい。後者については、若干の史料を基に検討を加えた。用いた史料は、ルツェルン市の書記官、P. エッターリンの年代記とアインジーデルン修道院の首席司祭、A. V. ボンシュテッテンの年代記である<sup>6</sup>。

さて、本論に入る前に、ブルゴーニュ戦争にいたる対立の構図を簡単に押えて置きたい。

## 第2章 ブルゴーニュ戦争にいたる対立の構図

戦争の当事者は、一方がブルゴーニュのシャルル突進公、他方が、1474年の3月から4月にかけて締結された三つの同盟で連合するオーストリアのジークムント大公とスイス誓約同盟、上ラインの帝国都市（バーゼル市・シュトラースブルク市など）である。

シャルル突進公は<sup>7</sup>、歴代のブルゴーニュ公が集積してきた諸領地を相続した後、フランス王との競争に勝って、サヴォイ公領に対する影響力を強化していた。彼の基本目標は、同君連合的に緩やかに結びついているに過ぎない諸領地を、集権的で、フランス王からも皇帝からも自立的な国家に纏め上げることだった。彼は、その保障が王位（できればローマ王位、少なくともブルゴーニュ王位）の獲得にあると考え、身分の昇

級権を持つ皇帝へ接近を図った。その際、彼が切り札としたのは、娘で、唯一の相続者であるマリと皇帝の息子マクシミリアンとの結婚計画である。そして、計画達成への手がかりを、ヴァルツフト戦争に敗れて、スイスへの賠償金支払いに苦慮するジークムント大公に支援の手を差し伸べることに見出した。それが、1469年5月に締結されたサン・トメール条約によるジークムント大公への融資に他ならない。融資の質として、シャルル突進公は、上、下ブルゴーニュ間の連絡を強化するためにも重要な上アルザス、南シュヴァルツヴァルト、上ライン沿岸4市を手に入れた。さて、シャルル突進公は、フランス＝ミラノへの対抗上、スイスの諸邦と1467年の条約により友好関係を築いてきたが、サン・トメール条約以後は、それを犠牲にすることも厭わなかった。すなわち、質地の管理者にスイスに敵対的な、ズントガウ地方出身の貴族、ハーゲンバハを起用したし、ジークムント大公に対して、スイスから攻撃を受けた場合の軍事援助にとどまらず、条件付とはいえ、スイスにおける旧領回復への協力も約束したのである。

反ブルゴーニュ連合に目を転じると、ジークムント大公の態度には、一貫性が欠けていた。彼は、確かに、マリとマクシミリアンとの結婚計画が皇帝とシャルル突進公とのトリーア会談（1473）で一頓挫を来し、また、シャルル突進公が質地を恒久的に領有しようとしているのではないかとの疑いを抱いたことから、反ブルゴーニュ連合に加わりはした。しかし、その結婚計画を最終的に破棄してしまったわけではなく、ブルゴーニュ戦争勃発後も折に触れて追求したのである。

反ブルゴーニュ連合の中で、もっとも主導的だったのは、スイス誓約同盟のベルンである。ベルンにとって、サン・トメール条約によりジークムント大公がシャルル突進公から融資を得て、ヴァルツフト戦争に伴う賠償金を完済してしまうことは、賠償金の担保として押さえてきたヴァルツフト市、すなわちライン以北への進出拠点を失うことを意味した。しかも、同条約の影響は、それにとどまらない。すでにサヴォイを庇護下においているシャルル突進公が新たに上アルザス等を質地として獲得し、さらに、スイスとの関係を友好から敵対へ転じるとすれば、それは、ベルンにとって次のような重大な結果を招かずには置かないからである<sup>8</sup>。第一に、サヴォイや質地を、弱体なサヴォイ女公やジークムント大公に代わって、強力なシャルル突進公が支配下に置くことは、ベルンがその勢力圏を南や北に拡大するのを難しくする。第二に、ベルンは、

これらの地に塩やワイン、穀物の供給を依存していたから、もしシャルル突進公がその供給停止に踏み切れれば、たちまち生存の危機に直面する。第三に、ベルンの財政は、南ドイツ・上ラインからスイスの中部平原を通り、サヴォイのジュネーブ市・ブルゴーニュ領を経て、フランスのリヨン市にいたる交易路からの護送料と関税収入に依存していたから、もしシャルル突進公がこの交易路を北と南で封鎖すれば、致命的な打撃を蒙ることになるのである。そこで、ベルンは、シャルル突進公による南北からの包囲を打破することに努めた。すなわち、フランス王、ルイ11世との友好条約を強化してシャルル突進公を背後から牽制し、また、サヴォイにおけるブルゴーニュ派の力を宮廷の内紛に乗じて削ぐとともに、ジークムント大公がシャルル突進公に提供した質度を償還するのを、スイス内の旧領回復を断念することを条件に支援したのである。それが、「永久講和」の締結（1474年）である。

なお、ベルン以外の誓約同盟の諸邦がベルンと危機感を共有したとは必ずしもいえないことに、留意しておく必要がある。全ての邦に、シャルル突進公の進出が目立つスイス西方に死活的な利害があったわけではないからである。たとえば、チューリヒは、むしろ、東方のボーデン湖地方を指向したし、ルツェルンや原初三邦はミラノ、あるいは、ミラノを介してフランスを指向したのである<sup>9</sup>。

ベルンとともに、上ラインのバーゼル市やシュトラースブルク市も、反ブルゴーニュ連合の中で、積極的な役割を果たした。それは、両市がシャルル突進公による食糧封鎖や交易遮断に対する懸念をベルンと共有したからだけでなく、質地の管理者、ハーゲンバハによる上アルザスの帝国都市、ミュールハウゼン市への抑圧や、かつてはオーストリア派で、今やブルゴーニュ派に転じた質地の貴族による嫌がらせに苦しめられたからでもある<sup>10</sup>。

最後に、以上の構図の下に戦われたブルゴーニュ戦争の主な戦いを上げておくと、1474年、シャルル突進公によるノイス攻囲の開始に連動して、反ブルゴーニュ連合がブルゴーニュ公領に侵攻したエリクールの戦い。1475年、シャルル突進公がノイス攻囲に没頭する隙について、ベルンが行ったサヴォイのヴォー地方への侵攻。1476年、ノイス攻囲の終了後、復讐に来たシャルル突進公を、反ブルゴーニュ連合が返り討ちにしたグラントソンとムルテンの戦い。1477年、反ブルゴーニュ連合がロレーヌ公の援助要請に応じて出陣し、シャルル突進公を敗死させたナンシーの戦いがある。

### 第3章「ドイツ国民deutsche nation・land・gezunge<sup>11</sup>」について

ブルゴーニュ戦争を反ブルゴーニュ連合の一翼として戦ったスイスの人々は、当時、自己をどのような者と意識していたのだろうか。

反ブルゴーニュ連合の一環をなす、スイス誓約同盟と上ラインの帝国都市との「10年同盟」は、前文で、同盟の目的として、神の栄光のために、神聖ローマ帝国とドイツ国民tutsche landen、全ての高貴な人々の名誉と利益、敬虔のために、全てのラントの平和のために、不実な事態に抵抗することを掲げた<sup>12</sup>。このことから、同盟の一員、スイス誓約同盟が、自己を、神と帝国に忠実で、ドイツ国民に属する者と意識していたことが明らかである。

スイス誓約同盟の中で、ドイツ国民意識を最も強調したのがベルンだった。ベルンは、シャルル突進公のノイス攻囲に呼応して、ブルゴーニュ軍によるヴェルテンベルク伯領、モンベリアールへの攻撃が予想される事態になると、1474年8月、逸早く、ヴェルテンベルク伯に対して、ドイツ国民tutsche zungeの援助のために連合したベルンとその同盟者がモンベリアールをブルゴーニュ軍から守るとの約束と励ましを与えた。また、ベルンは、8月10日に開催予定の誓約同盟代表者会議へ赴く使節に対して、モンベリアールの確保がドイツ国民tutsche nationと連合内の全ての者にとって重要であると強調するように指示した。そして、ついにモンベリアールへの攻撃が開始されると、ベルンは、誓約同盟の諸邦や近隣のジッテン司教・ヴァリスの人々へ戦況を逐次報告し、その攻撃がドイツ国民を侮辱するものであることを指摘して、反撃を呼びかけたのである。これらの事実から、ベルンが、誓約同盟の諸邦やスイスで生活する人々に、ドイツ国民としての共通性に立ってヴェルテンベルク伯への支援に立ち上がるよう訴えたことを確認できる。

ドイツ国民意識との関連で注目されるのは、ベルンが、先の戦況報告の中で、モンベリアールを攻撃するブルゴーニュを、聖書中のソドムとゴモラになぞらえて、神の罰が避けがたいものと宗教的に弾劾していることである。ブルゴーニュを宗教的に弾劾し、その一方で反ブルゴーニュ連合を宗教的に神聖化する意識は、同年10月、連合がエリクールの戦いに向けて戦術を協議した際、連合軍の標識として白十字を採用したことにも見て取れる。反ブルゴーニュ連合を担うドイツ国

民とは、宗教的意義を付与された概念であることを確認しておきたい。

では、ブルゴーニュ戦争を、ブルゴーニュに対するドイツ国民の十字軍と捉える意識は、どのようにして形成されたのだろうか。

1453年のコンスタンティノーブル陥落後、トルコ危機が当時のキリスト教世界で広く意識されるにいたったことはよく知られている。1471年、トルコのヴェネツィア、クライン等への攻撃を受けて開催されたレーゲンスブルク帝国議会は、教皇がトルコ危機に対する実効的な措置を講ずるように求めたのに応えて、帝国をキリスト教世界の盾と規程し、その帝国を担うドイツ国民の重大な責務を強調した。そして、その責務を全うするための前提条件として、帝国内部の秩序の確立、すなわち、帝国改革の実行を緊急課題として掲げたのである。帝国改革は、やがて、帝国議会の確立という成果を生むことになる。こうして、トルコ危機に直面して、キリスト教世界としての帝国という観念が再生し、それと交錯しながら、帝国議会に体现される政治システムとしての帝国が浮上してきたのである。

帝国改革を通じて「凝集化」した帝国の圧力は、帝国都市にも及んできた。1473年3月のアウクスブルク帝国議会で、皇帝が帝国都市にもトルコ税の負担を強く求めてきたのである。これに対して、上ラインの帝国都市、シュトラースブルクとバーゼルは、シャルル突進公のノイス攻囲が目前に迫っているので、そこへ軍隊を投入しなければならない事情を説明して、トルコ税を免除するように要請した。この要請には、同年8月にシュパイエル市で開催された帝国都市代表者会議も支持を表明した。全帝国都市の意思表示に直面して、皇帝も、シャルル突進公の行動が対トルコ十字軍の足並みを乱し、キリスト教信仰と帝国、ドイツ国民に重大な打撃を与えることを認めて、シャルル突進公と戦うことを対トルコ十字軍の一環とみなして、上ライン帝国都市にトルコ税を免除したのである。

このような脈絡の中で、上ライン地域の史料で、シャルル突進公は、キリスト教世界の外部からの攻撃者＝トルコ人に呼応するキリスト教世界内部の異教徒、スルタン、「西洋のトルコ人 *Türke im Occident*」などと呼ばれたのである<sup>13</sup>。また、ブルゴーニュ戦争において、十字軍を担う者が宗教的に肯定的な意味を込めてドイツ国民と呼ばれる一方で、それに敵対する者が、宗教的に否定的な意味を込めてヴェルシュ (*Welsch*, ロマンズ語の人々) と呼ばれたのである。

上述したように、ベルンは、ブルゴーニュ戦争の開

始に当たって、誓約同盟の諸邦やジッテン司教等に向けてドイツ国民意識と十字軍理念を強調した。実は、それは、ベルンが上述のシュパイエル都市会議の決議をバーゼル市の使節を通じて知り、その論理を援用したものに他ならない。ベルンがそうしたのは、スイスにも普及していたドイツ国民意識や十字軍理念に訴えれば、ベルンほどには積極的でない他邦をブルゴーニュとの戦争に動員できるのではないかと考えたからである。実際、スイスにおいても、コンスタンティノーブル陥落後、教皇が贖宥の供与を梃子に十字軍キャンペーンを展開し、大きな反響を呼んでいた。また、皇帝も、1454年と1471年のレーゲンスブルク帝国議会に参加したチューリヒとベルンの代表——彼らの本来の目的は皇帝から特権の確認を受けることにあったが——に、対トルコ十字軍への参加を求めたし、同帝国議会終了後、皇帝の使節がチューリヒで開催された誓約同盟代表者会議を訪れて、帝国議会の決定を伝え、対トルコ十字軍に参加することはキリスト教徒の義務であると訴えていたのである。この代表者会議で、ルツェルンをはじめとする諸邦の代表者は、十字軍への参加を、自分たちが貧しい上、十字軍の目的地が余りに遠いとして承諾しなかったが、帝国に忠実で、良きキリスト教徒として、可能な形態で援助する姿勢を示した。こうして、ベルンを先頭に、誓約同盟の諸邦が、上ラインの帝国都市とともに、遠方のトルコとの十字軍に代えて、身近な「西洋のトルコ人」との十字軍に参戦していくのである<sup>14</sup>。

この時期、スイス誓約同盟は、帝国議会の決定に従って帝国援助を果たすことには消極的で、政治システムとしての帝国をできる限り忌避した。しかし、チューリヒとベルンの代表が皇帝に特権の確認を度々求めたことからわかるように、レーエン団体としての帝国には属していたし、良きキリスト教徒として、キリスト教世界としての帝国に属すると意識していたことも言うまでもない。

誓約同盟の中で、ブルゴーニュ戦争を宗教的な意義を付与されたドイツ国民意識と十字軍理念を以て主導したのはベルンであった。では、その意識と理念は、スイスの他の人々によって、どの程度まで共有されたのであろうか。今、その全体像を示す用意はないが、ここでは、二人の年代記作者の事例を検討する。

一人は、A. v. ボンシュテッテン (1441/45-1503/05) である。彼は、チューリヒガウの古い自由貴紳門閥の出身で、バヴィア大学で法学を修めた後、シュヴィーツの支配下にあるアインジューデルン修道院の首

席司祭となった。彼は、皇帝、フリードリヒ3世の知遇も得た、親オーストリア派として知られている<sup>15</sup>。

彼の年代記によれば、シャルル突進公は、その領地を、王でもないのに、「戴冠した王の作法に従って、強権的に支配しているが…（それは、）汝（＝公）が皇帝フリードリヒと神聖ローマ帝国、ドイツ国民を侮る nach sitten ains verkrönten küniges gewaltenklich herschet... du kayser Fridrichen vnd das hailige Römische rich, ouch die tütschen nation verachtet<sup>16</sup>」ものに他ならない。すなわち、同公は、徳高く功績のある君主を輩出してきた一族の出身であるにもかかわらず、ブルゴーニュ戦争を通じて、「公ではなくて誘惑者、人間的君主ではなくて暴君、キリスト教徒の血を流す者 mit ainen Hertzogen sundern ainen verfürer, mit ainen menschlichen fürsten, sunder ainen Tyrannen vnd Cristenlichen blut vssgüsser<sup>17</sup>」に成り下がってしまったのである。さて、ブルゴーニュ戦争の緒戦、ノイスの戦いの戦場で、帝国の象徴である鷲が空高く飛んだのであるが、それは、幸運の絶頂にあり、勝ち誇る汝（＝シャルル突進公）を衰退に向かわせる des Richs Adeler hoch fliegen... der dich zu derselben Zitt im höchsten des Glückes rade sitzend vnd triumphierend bald herab ze sinken vnd ze vermasgen anhub 予兆だったのであり、その予兆どおり、公は、ノイスの戦いに敗れて、「皇帝のものを皇帝に返すことを余儀なくされた wurd du kreftemlichen bezwungen, vnd ze geben dem kayser, das des kaysers ist<sup>18</sup>」。そして、ムルテンの戦いでも、ヴェルシュ人Walchenであるブルゴーニュ公は、ドイツ人die tütschenの連合軍に大敗を喫して、敗走させられたのである。一方、反ブルゴーニュ連合を構成するドイツ国民の中でも、誓約同盟、とりわけ、シュヴィーツ邦の人々が宗教的な敬虔さで際立っていた。たとえば、グランドソンの戦いで先陣を切ったシュヴィーツ軍は、その慣例に従って、戦いをはじめる前に跪き、聖なる十字架と同じ形になるように腕を広げて祈った Nun hatt das Volck an im ain Gewonhait, ee das sy anheben ze stritten, das sy sich knüwende mit zertanen armen in geliche des hailigen crütz dem obrosten überwinder mit irem gebett bevelhend. それは、敵（＝ブルゴーニュ軍）によって、（戦わずして降伏し、）慈悲を求める姿と錯覚された Do dis tattentdt, als man redt, die Switzer vnd von den Vinden knüwent gesehn wurdent, vermaintend das sy genad begertind の

であるが、シュヴィーツをはじめとして、誓約同盟は神の加護を得て勝利し、逆に、シャルル突進公は、名誉とともに、聖なる十字架の神聖さ din hailigkaiten vom hailigen crütz を失う結果に終わったのである<sup>19</sup>。

以上のように、ボンシュテッテンは、シャルル突進公を反帝國的、反ドイツ国民的、反キリスト教的と断罪する一方で、反ブルゴーニュ連合、とりわけ、シュヴィーツを先頭とする誓約同盟を帝國的、ドイツ国民的、キリスト教的と称賛したのであり、ベルンの論調に同調的だった。

では、もう一人、エッターリン（1430/40～ca. 1509）の場合はどうだろうか。彼は、ルツェルン市書記を父とし、自分もラテン語とフランス語を能くして、ルツェルン市の有能な書記官になった。彼は、市内の親フランス派の頭目で、シュルトハイスの職にあるザイラーの支持者であり、反ハプスブルクの傾向を帯びる誓約同盟の自由解放伝説、テルの物語が彼の年代記を通して普及したことは、よく知られている。その年代記は、個々の邦ではなく、スイス全体を叙述の対象とするものとしては、最初に出版されたものであり、自らグランドソン、ムルテン、ナンシーの戦いに従軍した体験を踏まえて書かれている<sup>20</sup>。

エッターリンも、ボンシュテッテンと同様、シャルル突進公の残酷さを非難する。たとえば、グランドソンの戦いで、公がグランドソン要塞を一時占領した際、そこを守備していたベルンの部隊を拘束したあげく、大量に絞首刑にしたことを取り上げて、公の暴君振りを糾弾している。そして、対照的に、誓約同盟の宗教的な敬虔さを称えもする。たとえば、誓約同盟が、グランドソンの戦いに勝利した後、神と聖母に感謝し、絹織物や戦争で捕獲した旗を教会に献納したこと、また、ナンシーの戦いでは、戦いの前に跪き、腕を広げた独特の姿勢で、五度も主イエスと聖母マリアに祈ったことを記している<sup>21</sup>。

しかし、エッターリンには、ベルンの人々やボンシュテッテンと違って、ブルゴーニュ陣営と反ブルゴーニュ陣営を、価値評価を込めてヴェルシュ人あるいはドイツ人と表記することが見られない。彼のブルゴーニュ戦争に関する記述において、ヴェルシュ、ドイツという言葉が対で用いられているのは、シャルル突進公を「当時ドイツとヴェルシュの諸ラントで生活していた最強の君主 der mechtigost und forchtsamyst fürst, der domalen in Tütschen und in Welschen landen lept<sup>22</sup>」と記したただ一箇所だけであり、そこに何らかの価値評価が込められているとは認められな

い。また、ドイツ人であるベルンの人々のことを、守備隊を配置するグランドソン要塞にブルゴーニュ軍が接近しているのにもかかわらず、その情報を的確につかんでいないと批判する一方で、ヴェルシュ人であるフランス王、ルイ11世のことを、オーストリア家と誓約同盟との「永久講和」の実現に尽力した、最もキリスト教的な王 *der aller cristenlichest künig, künig Ludwig von Franckrich, der ...mit grossen kosten müg und arbeit darin leit, das ye sölich loblich Ewig bericht zwüschent dem huss Österich unnd den Eydtgenossen uff gericht...wart*<sup>23</sup>と記し、ナンシーの戦いにおけるフランス王とその軍隊の支援も高く評価したのである。エッターリンは、一方的にドイツ人を称賛し、ヴェルシュ人を断罪する姿勢とは無縁である。

以上のことからすると、ブルゴーニュ戦争を主導するベルンが掲げたドイツ国民意識と十字軍理念は、反ブルゴーニュ連合の同胞、オーストリア家に親近感を抱くボンシュテッテンには共有されたが、ブルゴーニュ戦争に参戦したものの、必ずしも積極的でなく、ベルンとは異なって、ミラノ＝フランスを指向する政策を追求してきたルツェルン、少なくともその親フランス派に属するエッターリンには、そのまま共有されたいはいえない。

#### 第4章「敬虔で高貴な農民 *frume edle pur*」について

ブルゴーニュ戦争期、スイス誓約同盟が、自己を、キリスト教世界としての帝国の一員、そして、帝国を担うドイツ国民の一員と意識していたことは確かである。しかし、誓約同盟が、自分たちを、ドイツ国民の中であって、独自のラントをなすとも意識していたことを見逃してはならない。たとえば、誓約同盟は、皇帝に対して、その要請にもかかわらずノイスの戦いに赴かなかつたことを、自分たちにはブルゴーニュ軍からまず自分たちの祖国 *vatterland* を防衛する責務があったのだと釈明している<sup>24</sup>。ベルンの年代記作者、シリングも、誓約同盟を含む反ブルゴーニュ連合のことを、たいていは一括して、ドイツ *Tüsch* ないしドイツ国民 *tütsche lande* と記すが、誓約同盟とドイツと記すこともある。そこには、列記することで、両者を区別しようとする意思が現れている、と言えるだろう<sup>25</sup>。

ところで、誓約同盟は、単に独自のラントをなしただけでなく、領邦君主のいない、共同体的な国家を

形成するという独自の道を歩んだことで知られている。その誓約同盟が、しばしば、「農民」と表現されたのである。ここで、「農民」とは、機能的な三身分（「祈る者」と「戦う者」、「働く者」）の中の「働く者」に相当し、農耕に勤しむ農民はもとより、都市民をも包含する概念である。中世のキリスト教世界において、「農民」という言葉は、両義的だった<sup>26</sup>。「農民」とは、一方で、ノアの呪い（創世記9、25）により、「しもべのしもべ」として、社会の最下位にあり、抑制と慎みを掟に生きるべき存在である。しかし、他方で、「農民」とは、高い評価に与る存在でもある。すなわち、諸身分に分かれる前の楽園におけるアダムがそうであったように、神によって定められ、神に喜ばれる仕事に勤しむ存在であり、また、パウロの言葉（1. Kor., 1. 28）にあるように、神が「有力なものを無力なものにするために」あえて選ぶ存在でもある。この両義性を前提として、誓約同盟は、誓約同盟に敵対する側からも、誓約同盟の側からも「農民」と表現されたのである。

シャルル突進公は、誓約同盟との対決に至ったとき、誓約同盟を「悪い農民 *böse buren*」と呼んだが<sup>27</sup>、それは、社会の最下位にあって生きるべき「農民」が上位の貴族を抹殺して、自ら領主になろうとしている、すなわち、神の秩序に反して、不正な権力奪取を企てているとの非難に他ならない。誓約同盟に対するこの種の非難は、ブルゴーニュ戦争の前後にも頻りに投げかけられた。一例のみを挙げれば、皇帝マクシミリアンが、1499年のシュヴァーベン戦争の開戦時、誓約同盟を、徳と貴族的血統と節度を欠いた、「悪く、粗野で、下劣な農民 *böser, groben und schnöder gepurslüt*」と決め付けている<sup>28</sup>。その際、注意しておきたいことは、シャルル突進公や皇帝が「悪い農民」という言葉を投げつけた相手は、文字通りの農民ではなく、誓約同盟の指導層、特に、都市邦の都市貴族的な門閥だったことである<sup>29</sup>。生来の貴族にとって、彼らは低い身分から上昇してきた成り上がり者に過ぎないが、生存を脅かす手強い相手と認識されたのである。

「悪い農民」という非難に対抗して、誓約同盟の指導層、特に都市邦の門閥が自己を正当化する目的で用いたのが、「敬虔で高貴な農民」という言葉である。この「農民」とは、もちろん、上述の高い評価に与る存在の方である。都市邦の門閥は、自分たちが神の秩序に反する存在などではなく、むしろ、神に選ばれた存在である、と主張したのである。また、「敬虔で高貴」とは、本来、教会が騎士に対して支配者に相応し

い資質として求めてきたものである。都市邦の門閥は、支配者に相応しいのは、その資質をすでに喪失してしまった生来の貴族ではなく、むしろ、その資質を備える自分たちだ、と主張したのである<sup>30</sup>。都市邦の門閥の主張は、当時の南ドイツにおいて、必ずしも、特異なものではない。たとえば、1448～53年の諸都市戦争のとき、諸侯が都市の指導層を、生来の貴族でもないのに支配権を行使する「神の敵」、「異端」と誹謗したのに対して、ニュルンベルク市の一参事会員も、敬虔frum、誠実treulich、騎士的ritterlichという資質を備えた自分たちこそ支配者に相応しい、と反駁したのである<sup>31</sup>。

ただ、都市邦の門閥が、支配者に相応しい資質を備えていると自負していたのはたしかだとしても、成り上がり者として、伝統的な支配者である生来の貴族に対して何がしかのコンプレックスを抱いていたことも否定しがたい<sup>32</sup>。それゆえに、彼らは、支配者のステータス・シンボルの獲得に並々ならぬ関心を抱いたのである。そのさい、特に好まれたのが、戦闘の前後に行われる騎士叙任に貴族と一緒に与り、騎士の地位を獲得することだった。騎士の生活様式は、自分の手で土地を耕作することは相容れないが、商業活動で資本を増やすことは矛盾しないとみなされた。したがって、都市の門閥が市民的生活を維持しつつ、騎士の仲間入りすることが、十分に起こりえたのである<sup>33</sup>。ブルゴーニュ戦争のことを記すスイスの年代記は、たいいてい、誓約同盟の多数の指導者が戦闘の前後に騎士叙任されたことを記している。ムルテンの戦いとナンシーの戦いに際して行われた騎士叙任について、アインジューデルン修道院のボンシュテッテンも手短かに記しているが<sup>34</sup>、ルツェルン市のエッターリンが克明な記録を残している。それによると、ムルテンの戦いに、ルツェルン市から、シュルトハイス職にあって司令官を務めるハスフルターをはじめとして、すでに騎士叙任されていた数名の門閥が参加していたが、そのうちの一人、ヘルテンシュタインが、他の邦やラントの多くの者とともに、騎士叙任されたのである *nam die ritterschafft nyemant an sich, dann herr Casper vonn Herttenstein, der obgenanntten statt Lutzern, und sunst wurdent von anderen Orten und landen vil ritteren geschlagen*<sup>35</sup>。また、ナンシーの戦いに勝利した後にも、誓約同盟と他の指導者が、多数騎士叙任されたのである<sup>36</sup>。

## 第5章 まとめ

コンスタンティノーブルの陥落後、トルコの脅威からキリスト教世界としての帝国を守る責任が、帝国を担うドイツ国民にある、と広く考えられるようになった。その前提の下に、スイス誓約同盟は、ブルゴーニュ戦争を、「西洋のトルコ人」＝シャルル突進公に対する十字軍と位置付けて、帝国を担うドイツ国民の一員として戦ったのである。ただし、この聖戦意識は、戦争を主導したベルンに濃厚であっても、受動的に参戦した諸邦、たとえばルツェルンには、さほどでなかったことには留意が必要である。このように、ブルゴーニュ戦争期のスイスの自己意識にとって、帝国に関する宗教的な観念が決定的に重要だとすれば、通説が、ブルゴーニュ戦争を、誓約同盟が強大な軍勢力を以って帝国からの独立に向けて土台を築いた事件と、主に軍事的に評価するには、見直しが求められる。

さて、誓約同盟がドイツ国民に属することは確かだとしても、領邦君主のいない共同体的な国家の形成という独自の歴史を歩んだことも疑いが無い。その誓約同盟を、それに敵対する者たちが、「悪い農民」と呼んで、神の秩序を覆すものとして弾劾したのに対して、誓約同盟の指導層は、「敬虔で高貴な農民」と自称して、自分たちが教会から支配者に求められる資質を備え、神に選ばれた正当な支配者であると反駁した。このことから、当時のスイスの自己意識にとって、政治秩序に関する宗教的な観念が重要であることを確認できる。

- 1 森田安一編『スイス・ベネルクス史』、山川出版社、1998、58-59
- 2 G. Schmidt, *Geschichte des alten Reiches*, München, 1999, S. 10
- 3 柳澤伸一「1500年前後における誓約同盟と帝国の関係」、『研究紀要』(西南女学院短期大学) 46、1999
- 4 柳澤伸一「ウェストファリア条約のスイス条項」、『研究紀要』(西南女学院短期大学) 48、2001
- 5 C. Sieber-Lehmann, *Spätmittelalterlicher Nationalismus. Die Burgunderkriege am Oberrhein und in der Eidgenossenschaft*, Göttingen, 1995
- 6 Petermann Etterlin, *Kronika von der loblichen Eydgnoschaft, jr harkommen und sust seltzam stritten und geschichten*, hg. von Eugen Gruber (*Quellenwerk zur Entstehung der Schweizerischen Eidgenossenschaft*, III. Abteilung: Chro-

- niken und Dichtung, Bd. 3), Aarau, 1965
- Albrecht von Bonstetten, *Prelia Germanica Karoli quondam Burgundie ducis et finis ejus* / Die tütschen stritt Karoli, ettwann Hertzogen zu Burgund und sin ende, in: *Archiv für schweizerische Geschichte* 13 (1862), S.283-324
- 7 公の政策について、主に、次の文献を参照した。  
N. Stein, *Burgund und die Eidgenossenschaft zur Zeit Karls des Kühnen. Die politischen Beziehungen in ihrer Abhängigkeit von der inneren Struktur beider Staaten*, Frankfurt am Main / Bern / Las Vegas, 1979, S.39-115  
H. Wiesflecker, *Kaiser Maximilia I.*, Bd.1, Wien, 1971, S.88-112
- 8 N. Morard, *Auf der Höhe der Macht 1394~1536*, in: *Geschichte der Schweiz und Schweizer*, hg. von B. Mesmer, J. C. Favez, R. Broggini, Basel / Frankfurt am Main, 1986, S. 297-301
- 9 R. Sablonier, *Schweizer Eidgenossenschaft im 15. Jahrhundert. Staatlichkeit, Politik und Selbstverständnis*, in: *Die Entstehung der Schweiz*, hg. von J. Wiget, Schwyz, 1999, S. 10
- 10 N. Stein, op. cit., S. 91-107  
佐藤るみ子、「15世紀前半におけるバーゼルとスイス盟約団体」、『史学』(上智大学) 25、1979
- 11 *NationとLand、Gezungeが、15世紀の中ごろ、同義で使われることについては、*  
E. Isenmann, *Kaiser, Reich und deutsche Nation am Ausgang des 15. Jahrhunderts*, in: *Ansätze und Diskontinuität deutscher Nationsbildung im Mittelalter*, hg. von Joachim Ehlers (Nationes 8), Sigmaringen, 1989, S. 156
- 12 この章の叙述では、C. Sieber-Lehmann, op. cit., S. 95-300を参照した。そこからの引用については、いちいち断らない。
- 13 C. Sieber-Lehmann, *Der Türkische Sultan Mehmed II. und Karl der Kühne, der «Türk im Occident»*, in: *Zeitschrift für historische Forschung Beiheft 20. Europa und die osmanische Expansion im ausgehenden Mittelalter*, 1997, S.24-36
- 14 C. Sieber-Lehmann, «Teutsche nation» und Eidgenossenschaft. Der Zusammenhang zwischen Türken- und Burgunderkriegen, in: *Historische Zeitschrift* 253, 1991, S. 573-599
- 15 P. Feller, *E. Bonjour, Geschichtsschreibung der Schweiz vom Spätmittelalter zur Neuzeit*, Bd.1, Basel / Stuttgart, 1962, S.81-83
- 16 A. v. Bonstetten, op.cit., S. 302
- 17 *ibid.*, S. 314
- 18 *ibid.*, S. 303
- 19 *ibid.*, S. 306, 307
- 20 P. Feller, *E. Bonjour*, op.cit., S. 63-66
- 21 P. Etterlin, op.cit., S. 252, 255, 264
- 22 *ibid.*, S. 255
- 23 *ibid.*, S. 243
- 24 C. Sieber-Lehmann, 注5の文献、S. 168
- 25 *ibid.*, S.186
- 26 W. Conze, *Bauer*, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd.1, hg. von O. Brunner, W. Conze, R. Koselleck, Stuttgart, 1972, S. 408-411
- 27 C. Sieber-Lehmann, 注5の文献、S. 220
- 28 G. P. Marchal, *Die «Alten Eidgenossen» im Wandel der Zeiten*, in: *Innerschweiz und frühe Eidgenossenschaft. Jubiläumsschrift 700 Jahre Eidgenossenschaft*, hg. von Historischer Verein der Fünf Orte, Bd.2, Olten, 1990, S. 313-315
- 29 M. Weishaupt, *Bauern, Hirten und «frume edle puren»*, Basel / Frankfurt am Main, 1992, S. 192
- 30 *ibid.*, S. 179
- 31 *ibid.*, S. 195
- 32 C. Sieber-Lehmann, *Burgund und die Eidgenossenschaft-zwei politische Aufsteiger*, in: *Zwischen Habsburg und Burgund*, hg. von K. Krimm, R. Brüning, Ostfildern, 2003, S. 107
- 33 J・M・ファン・ウィンター、『騎士』、東京書籍、1982、162-168
- 34 A. von Bonstetten, op.cit., S. 310,312
- 35 P. Etterlin, op.cit., S. 257
- 36 *ibid.*, S. 265



## The Self-consciousness of the Swiss during the Burgundian Wars

Shinichi Yanagisawa

### <Abstract>

It is generally said that the Burgundian Wars laid the base of the independence of the Holy Roman Empire to the Swiss Confederacy, which demonstrated its military power at the Wars.

But the Confederacy fought against Duke Charles the Bold, called "the Turk in the West", as a member of the German nation, which would take the responsibility of protecting the Holy Roman Empire from the invasion of the Turks. And the leaders of the Confederacy acknowledged themselves to be the right and chosen by God rulers like German princes, even if the Confederacy had made the communal federation without princes.

Key words: Burgundian Wars, Swiss Confederacy, self-consciousness, German nation, pious noble peasants